

議第74号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第5条
 - (2) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第8条
 - (3) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第11条
 - (4) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）第5条
- 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。